

2024年11月1日

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行に伴う  
登録金融機関番号等の掲載について

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年11月29日公布）の一部が令和6年11月1日に施行されることに伴い、登録金融機関番号等のウェブサイトへの掲載が義務化されたことから下表のとおり掲載いたします。

なお、登録金融機関番号等は、準備が整い次第当会ウェブサイト下部に掲載対応いたします。

登録金融機関名	埼玉県信用農業協同組合連合会
登録金融機関番号	関東財務局長（登金）第516号

以上